

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	日本電気株式会社 千葉支店 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1
工事等の名称	松戸市環境用住民ポータルサービス
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	利用料
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	6,600,000円
工事等の概要	松戸市環境用住民ポータルサービスの提供及び利用
随意契約の理由	松戸市環境用住民ポータルサービス（以下「本アプリ」という。）は、スマートフォンから利用するアプリである。様々なデジタルサービスを市民に、「簡単に・分かりやすく」活用してもらうために、松戸市専用のポータルアプリとして運用する。 本市では現在、自宅や外出先から、申請や相談、行政情報等の確認が可能なデジタルサービスの拡充を進めている。本アプリの導入により、松戸市HPや検索サイト等、各所に点在するこれらのデジタルサービスの入口を集約し、市民の利便性の向上を図る。また、将来的には市民一人ひとりにパーソナライズされた行政情報の発信や、大半の行政手続きをいつでもどこでも実施できる「デジタル松戸市役所」の実現を目指すものである。 上記のような高度な機能を持つ住民ポータルサービスアプリは、令和8年3月現在、国内においても先進的な事例であり、保守・運用及び継続的な機能改善には最先端の技術が必要とされる。また、住民情報を直接

	取扱うことから、セキュリティを担保しつつ、安全かつ確実に運用する知見が必要となる。 以上のことから、本アプリの構築・導入にあたっては、本市のシステム環境を深く理解し、かつ高度な技術力や最新事例等の知見を有する事業者の選定が必要である。 本件の相手方とする日本電気株式会社 千葉支店は、本事業に係る知識、経験、技術力を以下のように有する事業者である。 1. 令和 6 年度に標準化対応した松戸市住民記録関連システムを提供し、データ連携に関する調整や連携テスト及びシステムや PC の適用、ネットワークの構築など、一気通貫した検証や運用が可能であり、他者と比較して費用を大幅に削減できる。 2. 本市のシステム構成やデータ連携基盤を熟知しており、作業にかかる時間を大幅に削減できる。なお、他事業者に委託した場合、住民記録関連システムの構成や連携状況の把握等から始める必要があり、実作業までの時間が増大することが思料される。 3. 現在稼働している住民記録関連システムを導入した事業者であり、以降松戸市情報セキュリティポリシーを遵守し、継続的に安定した運用保守を行っている。また、松戸市基幹系ネットワークの設定環境を熟知しており、セキュリティを担保し、安全かつ確実な作業が可能である。 4. 「社会価値の創造や持続可能な社会の実現」に力を入れる国内先進企業であり、様々な機能やデータを組み合わせた高品質かつ最先端なサービスが提供できる。 以上のとおり、当該事業者は、本アプリサービスの提供において、最小の経費かつ迅速に事業を推進することができる唯一の事業者であると思料する。 よって、当該事業者を契約相手方として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約することが妥当かつ適法である。また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものである。
--	--